

紀宝町災害避難時タクシー利用料助成事業実施要綱

令和 7 年 4 月 1 日

告示第 3 4 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）に規定される避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）等が災害避難時にタクシー（道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 3 条第 1 号ハの一般乗用旅客自動車輸送事業を営業者がその事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）を利用して避難した場合又は要支援者の避難を支援するためにタクシーを利用した場合に、その利用に係る料金の全部又は一部を助成することにより、要支援者が迅速かつ安全に避難することを目的とする。

（助成対象者）

第 2 条 この事業の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の規定により、本町の住民基本台帳に記録されている者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 紀宝町避難行動要支援者支援制度に登録がある者若しくは登録の対象となる基準を満たす者、又は介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に定める要介護状態に認定されている者
- (2) 前号に規定する者の避難を支援するために、タクシーを利用し、利用にかかる料金の支払を行った者（前号に規定する者等から当該支援に対する対価を得た者を除く。）

（助成対象の避難）

第 3 条 この事業の助成の対象となる避難は、災害対策基本法第 4 9 条の 7 第 1 項の規定により、町長が指定した指定避難所の開設日から閉鎖日までの期間に、タクシーを利用して避難場所として適した場所に避難したものとする。

（助成金の額）

第 4 条 助成金の額は、避難所に移動するために利用したタクシーの利用料又は助成対象者が要支援者宅へ避難を支援するために利用したタクシーの利用料とし、片道 1 回当たり 2, 0 0 0 円を限度とする。ただし、介護タクシー（一般乗用旅客自動車輸送事業者のうち、福祉輸

送サービスに限定して許可を受けたものがその事業の用に供する自動車を用いた場合は、片道1回当たり3,000円を限度とする。

（支給申請）

第5条 タクシー利用料の助成を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、速やかに紀宝町災害避難時タクシー利用料助成申請書兼請求書（様式第1号）を提出しなければならない。

（支給決定）

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の支給の可否及び助成金の額を決定し、紀宝町災害避難時タクシー利用料助成金決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（支給方法）

第7条 町長は、助成金の支給を決定したときは、決定日の翌月末日までに、申請者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により助成金を支給するものとする。ただし、これによることができないときその他町長が必要と認めるときは、その他の方法によることができるとする。

（助成金の返還）

第8条 町長は、助成金の支給を受けた者が偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたことが判明したときは、助成金の支給決定を取り消し、すでに支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

紀宝町災害避難時タクシー利用料助成申請書兼請求書

年 月 日

紀宝町長 様

紀宝町災害避難時タクシー利用料助成事業助成金の支給を受けたいので、紀宝町災害避難時タクシー利用料助成事業実施要綱第 5 条の規定により関係書類を添えて請求します。

住 所
申請者 氏 名
連絡先

助成対象者との関係
本人・親族・避難支援者・その他（ ）

要支援者の氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日	
			性 別	男 ・ 女	
要支援者の住所	紀宝町				
避難先の住所・氏名等・要支援者との関係 ※町指定避難所の場合は施設名等	・【指定避難所の場合】（ ） ・【指定避難所以外の場合】 住 所： 氏 名： 連絡先：関係（ ）				
タクシー利用にかかる経路	※領収書の写しを裏面に添付すること。				
タクシー種別	一般・介護	利用日・利用回数	月 日 回	請求金額（※記入不要）	円
振 込 先 口 座					
金融機関名	銀行・農協 信用金庫 信用組合		本店・支店 出張所		
			店番		
預金種別	1.普通	2.当座	口座番号		
口座名義人	カナ			連絡先 ※申請者連絡先と同じ場合は省略可	
	漢字				

※添付書類（タクシー利用料金の領収書写し・振込先口座情報のわかる通帳等の写し等）を裏面に貼り付けすること。

様式第 2 号（第 6 条関係）

紀宝町災害避難時タクシー利用料助成金決定通知書

第 号
年 月 日

様

紀宝町長

年 月 日付けで申請のあった紀宝町災害避難時タクシー利用料助成金について、次の通り、決定したので通知します。

記

- 1 支給・不支給の別 支給 ・ 不支給
- 2 支給額 金 円
- 3 支給日 年 月 日
- 4 不支給の理由